令和７年11月21日

各 位

福島縣商工信用組合
理事長　須佐真子

旧経営陣による不祥事件の新たな隠蔽事案の発覚について

このたび、誠に遺憾ながら当組合におきまして、元職員による不祥事件が下記のとおり判明いたしました。

当組合は令和７年３月７日に東北財務局より業務改善命令を受け、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢の強化・充実に全役職員一丸となって取り組んでいるところであります。

今回の不祥事件は、旧経営陣がその事実を把握しながらこれを隠蔽し、監督官庁への届出を怠っていたものであり、業務改善計画における類似案件の調査として、令和７年８月に実施した職員アンケートにより発覚したものであります。

日頃より当組合とお取引いただいているお客さま、組合員の皆さま、地域の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

１．不祥事件の概要

事　故　者	当組合元職員（男性 事故発生当時25歳）
事故発生店	コスモス通り支店
事故発生期間	平成28年1月21日～平成28年7月25日
事件発覚日	令和７年10月23日（現経営陣が不祥事と認識した日）
被害にあわれたお客さま	７先
事　故　金　額	14,407,000円（累計事故金額27,445,750円）
実　損　額	０円
事故の手口	不正口座の開設 不正口座への不正融資実行 浮貸し 不正口座への入金 不正口座からの出金

２．不祥事件の内容

事故者は自身で印鑑を用意し、代筆にてお客さまの名義で、不正に普通預金口座を開設し、同様にお客さまの名義で５先計 11,400,000 円の不正融資、２先の不正融資未遂(審査承認となり借入契約書は作成したが融資にはいたらず。)を行いました。

不正融資金は不正口座へ入金され、事故者はその資金から平成 28 年７月に 3,000,000円を取引先に貸付（浮貸し）しました。５日後その貸付金はその取引先から全額回収されました。

平成 28 年７月に当時の管理職職員が不祥事件を発見後、当時の役員へ報告し、同年同月に不正融資はすべて返済処理がなされ、不正口座もすべて解約処理がなされました。

３．お客さまへの対応

不正融資はすべて返済処理がなされており、不正融資の対象となりましたお客さまに請求等が及ぶことはございません。

また、不正融資および不正融資未遂については、個人信用情報機関への登録が行われましたが、完済から５年が経過していることから現在において本件に係るすべての個人信用情報の履歴は削除されております。

対象となりましたお客さまにつきましては、同意なく個人情報を利用し、また、個人信用情報機関への登録によりお客さまの過去の信用情報に影響を及ぼしたことを、深くお詫び申し上げます。

当組合役職員が、不正融資および不正融資未遂の対象となりましたお客さまへご連絡の上、直接お伺いし、経緯についてご説明させていただき、お客さまの信用情報への影響について確認のうえ、謝罪させていただきます。

４．関係機関への届け出等

旧経営陣が、不祥事件の事実を把握していながら、これを隠蔽し、法令で定められている監督官庁への報告を怠っておりましたが、現経営陣が不祥事件として認識した後、監督官庁へ報告、届出を行いました。本不祥事件は公訴時効が成立していることから警察への連絡は行っておりません。

５．関係者の処分

（１）事故者の処分

本件は当組合の懲戒処分事由に該当しているにも関わらず、当時の経営陣は事故者を処分しておらず、事故者は平成 29 年４月 18 日付けで自主退職している状況にありますが、当組合としては当該事案に関する責任の所在を踏まえ、退職金相当額について自主的な返納を求めていく方針です。

（２）旧経営陣の責任

今回の不祥事件は旧経営陣により隠蔽されたものであり、旧経営陣は令

和７年３月７日に公表しました一連の不祥事件の経営責任として処分を決定しておりますが、本不祥事件が発覚したことから、今後、不祥事件隠蔽にかかる当組合への影響を踏まえ、改めて旧経営陣に対しての処分を検討してまいります。

（３）関係職員の責任

関係職員につきましては厳正な処分を行ってまいります。

（４）現経営陣の責任

当組合職員において、本不祥事件が隠蔽され続けたことを重く受け止め、経営責任を明確にするため、役員報酬の返納を行う予定です。

６．再発防止策

これまで発覚した不祥事件を踏まえ、当組合では再発防止策として、新たな渉外支援システムの導入、事務取扱の改定等を行い、不正口座の開設、不正口座への不正融資実行、浮貸しなどの未然防止に取り組んできており、現検証態勢下では同様の事件は起こり得ないものと認識しております。今後も、これらの再発防止策の実効性を内部監査、自主検査で検証することにより、同様の不祥事件が再び発生することのない内部管理体制の強化、充実に取り組んでまいります。

７．改善に向けた取組みについて

当組合は令和７年４月７日に東北財務局に提出した業務改善計画を全役職員一丸となって着実に実行することにより、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢を抜本的に見直し、信頼回復に向け取り組んでおります。

このようななかで、本不祥事件を認識していた職員がいたにもかかわらず、これまで報告がなされなかったことは、当組合においてコンプライアンスの意識が未だ役職員に根付いていない表れであることを厳粛に受け止め、信頼回復に向け、今一度猛省するとともに、このような不祥事件が発生することのないよう、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営に、全役職員一同取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ】
福島縣商工信用組合　総務部
電話番号　０２４－９９１－１８２４
受付時間　午前９時から午後５時まで（但し、土・日・祝日は除く）

以上